

写

19町監第89号の2
2019年12月10日

町田市議会議長 若林章喜様
町田市長 石阪丈一様

町田市監査委員 高野克浩
同 古川健太郎
同 山下てつや
同 森本せいや

2019年財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定による監査並びに同条第1項、第2項及び第5項の規定による主管部課の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告書を提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

2019年財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査並びに同条第1項、第2項及び第5項の規定による主管部課の監査

なお、本監査は都市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の対象

(1) 対象団体等

団体名称	補助金名称	主管部課
一般社団法人 町田市観光コンベンション協会	一般社団法人町田市観光コンベンション協会補助金	経済観光部 観光まちづくり課

(2) 対象事務

2018年度（必要に応じて2019年度及び2017年度以前を含む。）に執行された補助金に係る出納その他の事務

3 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次表のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 補助金の交付目的が達成されないリスク	ア 補助金の交付申請、実績報告は適正に行われているか
	イ 補助対象事業は、計画に従って実施され、十分効果が上げられているか
	ウ 補助金が補助対象事業以外に流用されていないか
	エ 市は、補助金の効果及び履行の確認を実績報告書等により行っているか
(2) 出資目的に沿った事業運営が行われないリスク	ア 出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか
	イ 定款（寄附行為）並びに経理規程等諸規程は整備されているか
	ウ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか
	エ 市は、事業の効果及び履行の確認を報告書等により行っているか

(3) 補助金に係る経理及び出資団体としての経理が適正に処理されないリスク	ア 補助金に係る経理及び出資団体としての経理は適正に行われているか
	イ 出納関係帳簿の整備、記帳は適正に行われ、領収書類の整備、保存は適切になされているか
	ウ 会計処理上の責任体制は確立されているか
(4) 市が不正・不要な支出を行うリスク	ア 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等が適正に行われているか

4 監査の実施内容

出納関係帳簿、定款及び関係書類の閲覧、証ひょう等の突合を行ったほか、対象団体及び主管部課の職員に対して質問を行った。

なお、監査の実施に当たっては、会計関係書類の検査等を監査法人アリアに委託し、その結果を参考とした。

5 監査の期間及び実施場所

2019年8月19日（月）から2019年11月27日（水）まで町田市庁舎及びぽっぽ町田で監査を実施した。

6 監査の結果

<団体の概要>

名 称	一般社団法人町田市観光コンベンション協会
設 立 年 月 日	2009年4月1日
所 在 地	町田市原町田四丁目10番20号
設 立 根 拠 法 令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
設 立 目 的	「自然・歴史・文化・産業を活用した心豊かな観光まちづくり」を目指し、新たな観光資源の掘り起こしと活用、既存観光資源の見直し並びに体系的な観光振興策の推進を目的として設立。
事 業 内 容	1 観光及びコンベンションに関する情報収集、企画立案及び調査分析 2 旅行業法に基づく旅行業 3 観光及びコンベンションに関する各種講座、イベント等の企画及び実施 4 観光及びコンベンション関連施設の管理運営及びその受託

	<p>5 観光及びコンベンションに関する刊行物及び図書の発行等による情報提供</p> <p>6 観光及びコンベンションに関する土産品等の宣伝、販売及び開発奨励</p> <p>7 観光及びコンベンションに関する他団体、行政との協力及び連携</p> <p>8 上記1～7に附帯する一切の業務</p>
基 金	3,000,000円(うち市出資金2,000,000円)

<補助金の概要>

名 称	一般社団法人町田市観光コンベンション協会補助金
補助金交付要綱	一般社団法人町田市観光コンベンション協会補助金交付要綱
制 定 年 月 日	2009年4月1日
直 近 の 改 正 年 月 日	2017年4月1日
補 助 目 的	一般社団法人町田市観光コンベンション協会(以下「協会」という。)に対し、その運営等に要する経費の一部を補助することにより、協会の運営を支援し、もって町田市における観光及びコンベンションの振興に寄与することを目的とする。
補助対象事業	協会の運営及び協会がその本来の目的を達成するために実施する事業
補助対象経費	補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。 (1) 協会に専従する職員の人件費 (2) 協会の運営に要する経費 (3) 事業の実施に要する経費 (4) 上記(1)～(3)に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費
補助金の交付額	補助金の交付額は、補助対象経費の額とする。ただし、事業の実施に要する経費については、当該経費の3分の2以内の額とする。
補助金交付額 (2018年度)	42,000,000円

<補助金交付額の推移>

(単位 円)

	2015年度 (決算額)	2016年度 (決算額)	2017年度 (決算額)	2018年度 (決算額)	2019年度 (予算額)
補助金交付額	47,000,000	42,000,000	41,009,779	42,000,000	42,000,000

監査の対象とした事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。しかし、一部に検討を要する事項が見受けられたので以下に述べる。

なお、都市監査基準第18条に基づき、対象部の長から弁明、見解等を聴取した。

経済観光部 観光まちづくり課

【意見】町田市補助事業等実績報告書の収支決算書については、補助金対象金額の算出根拠が明確になるよう努められたい

補助金等の予算の執行に関する規則第16条第1項では、「補助事業者等は、補助金等に係る市の会計年度が終了したときは、当該補助事業等の成果を記載した実績報告書に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。」と定めている。

関係書類の閲覧を行ったところ、実績報告書に添付されている収支決算書の金額について、財務諸表の決算額から必要な調整を行い、当該補助金対象金額を算出していたが、根拠数値がわかりにくい構造となっていた。また、四半期ごとに主管部課は、調整内容の説明を受けていたが、記録した資料は見受けられなかった。

主管部課は、実績報告書の収支決算書については、補助金対象金額の調整内容を示す根拠資料を明確にし、内容の説明を受けた際には、記録として残すよう努められたい。